



Title	島原松平文庫蔵『南方紀伝』をめぐって：『南方紀伝』仮名本先行説の再検討
Author(s)	勢田, 道生
Citation	詞林. 2007, 42, p. 73-86
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67573
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

島原松平文庫蔵『南方紀伝』をめぐつて

—『南方紀伝』仮名本先行説の再検討—

勢田 道生

はじめに

『南方紀伝』は、『南朝記伝』・『南朝記』などとも題される史書で、元弘元（一二三三）年の元弘の変の勃発から長禄二（一四五八）年の南朝皇胤の断絶までを編年的に記すものである。その記述対象は、南朝及びその後裔（後南朝）の活動だけでなく、足利将軍家および有力守護大名の動向や、関東の動向にも及ぶが、年次比定などに誤りが散見し、史実として信をおくことはできない。しかし、同書の成立時期は元禄から宝永の頃と考えられており、現存する伝本数も、『国書総目録』登載のものだけで七十本を超えることから、近世における南朝史享受を考える際に、軽視できないものということができる。

各伝本は真名本と仮名本に分けられ、安井久善氏は、真名本は仮名本を簡略化したものとされている⁽¹⁾。これについては本稿で再検討する。真名本は『史籍集覽』⁽²⁾に、仮名本は『日本歴史文庫』に、それぞれ翻刻が収められている。

本稿で紹介する肥前島原松平文庫蔵本（以下、島原本とする）は真名本である。同本は、元禄十三（一七〇〇）年に没した松平忠房の蔵書印をもつことから、『南方紀伝』諸本中、屈指の古い写本と考えられるが、それだけでなく、島原本と史籍集覽本をはじめとする他の真名本とには、内容に大きな相違があり、その中には、島原本が原初形態に近いと考えられる部分がある。更に、島原本は、仮名本と真名本との先後関係の問題についても解決の糸口を与える。よって、以下、島原本について、その特徴を紹介した上で、『南方紀伝』真名本と仮名本との先後関係を明らかにする。

一、島原本の概要

松平文庫に蔵される『南方紀伝』およびこれに類する題号をもつ本は、『南方紀伝』（一九一—〇）・『南朝記』（一九一—一）・『南方記』（一九一—二）の三本である。このうち『南朝記』については、田口寛氏により、上杉禅秀の乱についての叙述の部分が『応永禪秀記』と同文関係にあることが指摘さ

れており⁽⁵⁾、また、前半部分は『細川頼之記』と同文関係にあるもので、『南方紀伝』とは内容が全く異なる。よって、本稿の考察対象とはしない。

問題とするのは、『南方紀伝』と『南方記』の二本である。

まず、この二本の書誌を示す。

○『南方記』(一九一-一一)

三冊。無地木賊色表紙。寸法、縦二七・二纏、横二〇・一纏。表紙左上に題簽、外題、第一冊「南方記」第二、第二冊「南方記」第三、第三冊「南方記」第三。本文料紙は楮斐交渉、袋綴。内題なし。一面十行書き。和歌は一字下げ、一行書き。各冊墨付丁数、第一冊十七丁、第二冊九丁、第三冊十九丁。各冊首尾に遊紙各一丁。第一冊冒頭遊紙(裏)に貼紙、「南方紀傳(公家一統)」校合畢。第一冊第一丁表に「南方紀傳卷第一目録」、第二冊第一丁表に「南方記傳卷第一(闕本)目録」、第二冊末尾に印記「尚倉源忠房」(青)・「文庫」(朱、陰刻)。

○『南方紀伝』(一九一-〇)

三冊。無地藍色表紙。寸法、縦二七・六纏、横二〇・三纏。表紙左上に題簽、外題、第一冊「南方記傳(上/帝系)」、第二冊「南方記傳(中/南北合軸)」、第三冊「南方記傳(下/吉野断滅)」。本文料紙は楮斐交渉、袋綴。第一冊冒頭に「南方帝系圖」あり。これに続き内題、「南方紀傳」(第一冊のみ)。一面十一行書き。和歌は原則

一字下げ、一行書き。各冊墨付丁数、第一冊十四丁、第二冊二十四丁、第三冊二十丁。各冊首尾に遊紙各一丁。各冊末尾に印記「尚倉源忠房」(青)、「文庫」(朱、陰刻)。右の二本の各冊が対象とする年代は、左の通りである。

外題	対象年代
『南方記』第一	元弘元~興國元
『南方記』第二	興國一~興國五
『南方記』第三	正平二十一

先にも触れたとおり、通常、『南方紀伝』は元弘元年から長禄二年を対象とする。一方、島原本『南方記』は正平二十二年までを、同『南方紀伝』は正平二十二年以後を対象としており、この二本の所収年代が相補的であることがわかる。

また、島原本『南方記』第一冊冒頭には、「南方紀傳卷第一目録」として、左のように記されている。

南方紀傳卷第一目録

第一卷公家一統

第二卷闕本

第三卷

第四卷

第五卷

ここから、島原本『南方記』が元来五巻構成であったことがわかる。一方、通常の『南方紀伝』も、元来は五巻構成であつたと考えられ、そのうち、卷一（興國二年～正平二十一年）は早くに失われたとされ、ここに「親房卿書簡裏書」・「関城書」・「宗良親王紀行」が補入された形になっている。

この一般的な巻割⁽³⁾と、右の二本の各冊が対象とする年代を比較すると、次のようなになる。なお、島原本『南方記』第三冊については後述する。

卷一→島原本『南方記』第一冊

卷二→島原本『南方記』第二冊

卷三→島原本『南方紀伝』第一冊

卷四→島原本『南方紀伝』第二冊

卷五→島原本『南方紀伝』第三冊

右のよう、『南方記』・『南方紀伝』各冊の一般的な所収年代と、島原本『南方記』・『南方紀伝』各冊の所収年代とには、対応関係を認めることができる。よって、島原本『南方記』・『南方紀伝』の二本は、元來は一本であり、後に分割されたものと見るべきかもしれない。しかし、書誌的に見ると、この二本は表紙や一面行数に相違があり、元來は別々の本であつたものが、結果的に（取り合わせのようなかたちで）相補的になつたという可能性もある。

以上の問題については、十分な答えの用意がないが、右の二本と史籍集覽本とを比較すると、二本ともに注意すべき多

くの相違を見出すことができる。よって、あくまで便宜上の措置としてではあるが、以下、本稿ではこの二本を併せ、島原本『南方紀伝』と称することにする。

二、島原本『南方記』第二冊・第三冊について

先にも触れたとおり、『南方紀伝』は元来五巻構成で、卷二の部分（興國二年～正平二十一年）を欠脱し、ここに「親房卿書簡裏書」・「関城書」・「宗良親王紀行」を補入した形になっている。この欠脱と補入については、本文中に注記（後掲）があり、これを額面通りにとるならば、卷二に当たる部分は後補されたものということになる。もっとも、欠脱以前の形態は知る由もなく、この部分の記事は、原初段階から存在しなかつた可能性はある。しかし、いずれにせよ、卷二に相当する部分が他の部分とは異質であることは間違いない。

この部分は、島原本では『南方記』の第二冊と第三冊とにあたるのだが、史籍集覽本と島原本とには、以下のよう大きな相違を認めることができる。

その第一は、島原本『南方記』には『関城書』が収められていないことである。

史籍集覽本では、卷二にあたる部分の冒頭に、「南方紀伝卷第二（闕本）目録」として、左のように記し、これに次いで、「親房卿書簡裏書」・「親房卿送ニ親朝一狀」（＝『関城書』）・「宗良親王紀行」を配している。

恰モ如レ盆々、南方諸臣以「吉野行宮」謂「内裏」、況親房不可謂逆旅、此書於常州作所必矣、

此書中、故入道上野介朝臣深^ヲ存^ス忠貞^ハ結城宗朝入

道法名道忠也、竹園ハ一品親王宇津峯宮是也、贈一位

ハ顯家也、三位中將ハ顯信也、陸奥伊達城主行朝ハ

伊達宮内少輔也、顯時朝臣ハ春日中將也、親房^{ノ兄}

弟持房^{ノ孫}持定^{ノ息}也、冷泉中納言ト云シ人ノ事也、

右の部分は、他の部分とは書風を異にする（但し、同筆か）。

また、冒頭の「自親房卿送親朝状之日付二月十五日親房号

閔城書奥書云」は朱書。なお、仮名本の注記に見えない第

二・第三段落の内容は、多く『閔城書裏書』に依っている。⁽¹²⁾

問題は、右の部分と島原本が参照した「異本」との関係である。

冒頭の朱書部分からは、異本による補記は冒頭の朱書部分のみと考えることもできるだろう。しかし、島原本の三

段落に亘る注記は他の部分とは書風が異なり、また、朱書部分の「異本・奥書云」の指示対象は以下の注記部分と考えられることから、異本による補記はこの部分全体であるという

可能性も否定できない。また、島原本が参照した異本には

『閔城書』が收められており、島原本は日付と署名の部分のみを補記したとも考えられるが、一方、異本にも『閔城書』

の日付と署名しか記されていなかつた可能性もある。

右の問題については不明というよりないが、この部分が仮

名本とは大きく異なるのは右に示した通りで、また、史籍集

覽本その他の真名本に見えないこの注記が、同じく真名本である島原本に存在するという点は、『南方紀伝』の成立を考えるに当たって重要な要素である。

次に、島原本『南方記』第三冊の問題である。島原本『南方記』第三冊は、興国七年から正平二十一年の記事を収める

が、仮名本真名本とも、通常はこの年間の記事をもたない。

島原本『南方記』第一冊冒頭の「南方紀傳卷第一目録」

（前掲）には「卷二闕本」とあり、更に第二冊冒頭にも「南方

記傳卷第二闕本」目録とあることから、島原本も、その

祖本のある段階で卷一（興国二年～正平二十一年）を消失して

いたことが知られる。よって、島原本『南方記』第三冊は後

補されたものと考えられる。

なお、島原本『南方記』第三冊の内容は、彰考館本『南方

紀』と類似する。彰考館本『南方紀』は、興国七年から嘉慶

二年に亘る四十三年間の記事を收めるもので、安井久善氏は、

正平二十二年以後の部分はそれ以前の部分とは性質が異なる

ことを指摘されている。⁽¹³⁾

彰考館本『南方紀』の正平二十一年までの部分と島原本

『南方記』第三冊とを比較すると、島原本『南方記』第三冊の記事は、全て彰考館本『南方紀』に見え、一方、彰考館本

『南方紀』には、島原本『南方記』第三冊に見えない記事がある。よって、彰考館本『南方紀』は、島原本『南方記』第三冊のような形をもとに増補したものと考えられる。

以上のように、島原本『南方記』第一冊・第三冊は、他本に比して大きな相違をもつ。その原因や前後関係には不明な点が多いが、注目すべき大きな相違ということができる。

三、史籍集覽本の問題点

これらの他にも、島原本と史籍集覽本とには、見落とすとのできない重要な相違がある。史籍集覽本には、島原本に見えない記事が多く存するのである。これらの記事は仮名本にも見えないことから、結論から言えば、史籍集覽本には記事の増補が施されていると考えられる。例えば、史籍集覽本の正平二十四年条には、左のようにあ

三月十一日。南帝崩。（四十三歳諡後村上院奉レ納如意輪寺ニ）一宮住吉覚成親王。因_レ後醍醐遺勅。存命中無_レ譲位。亦不_レ可_レ有_レ法體。不_レ可_レ用先帝年号。南帝太子

史籍集覽本は、後村上天皇の崩御記事に統いて「一宮住吉覚成親王」（＝寛成＝長慶天皇）の名を記し、さらに「南帝太子

熙成親王」（＝後龜山天皇）が受禅したとするが、文脈上、「一宮住吉覚成親王」という記載は不審である。一方、島原本及び仮名本に、「一宮住吉覚成親王」という記載はない。

また、史籍集覽本の文中元年条には、左の記事がある。

八月。南帝讓_レ位御弟。住吉吉野没落。高野山入_レ玉川

御座。

右のように、史籍集覽本は、文中元年八月に南帝（長慶天皇）が弟（後龜山天皇）に譲位し、高野山の玉川に移ったとするが、この記事も、島原本及び仮名本には見えない。

このように、史籍集覽本では、右の二箇所に長慶天皇の在位を示すような記事が見えるが、島原本および仮名本にそのような形跡は全く見られない。一方、史籍集覽本も島原本も、また仮名本も、ともに後村上天皇が崩御した正平二十四年条に「後龜山院」と掲出し⁽¹⁵⁾、これ以後、後龜山天皇の治世となることを明示していることから、『南方紀伝』は元来、南朝三代（後醍醐・後村上・後龜山）説を採用し、長慶天皇の在位は認めていなかつたことがわかる。よって、長慶天皇の在位に関する史籍集覽本の右の記事は、増補されたものと考えられる。

また、史籍集覽本には左の記事がある。

楠木正成為大將。三善信連為勅使_レ發向。下_レ知高野衆

徒。被_レ抽軍忠。

（建武元年）

十二月廿四日。備後國太田庄地頭左衛門尉三善資連。件

本領奉_レ寄_レ進高野山大塔。

（延元二年）

この記事も、島原本・仮名本とともに見えず、増補されたものと考えられる。右の記事は、『宝簡集』所収の左の文書に基づくものである。⁽¹⁶⁾

奉寄進

高野山大塔

三月十八日。防州竈戸閔河野六郎通之奉^レ参^レ向將軍。

一所 備後國太田庄山中郷地頭屋敷并田地陸町等事

右当郷地頭職者、龜祖康信法師（法名善信）建久年中、以鎌倉右大将家下文、令知行以来数代相伝之所職也、爰去建武元年、為紀州飯盛城凶徒追伐、亡父信連為勅使、楠木河内大夫判官正成相共発向之時、高野山衆徒殊被抽軍忠之間、信連依感存、以別儀、避進当郷地頭職於領家当山大塔訖、二件敷地并田地陸町等、限永代、一円重所奉寄附于大塔也、：：仍為後、寄進狀如件、

延元式年十一月廿四日 左兵衛尉三善資連（花押）

高野山の文書が世に出たのは、延宝八(一六八〇)年に始まつた水戸藩の調査以後と考えられる。この記事が増補されたのは、延宝八年以後のことだろう。

また、史籍集覽本には左の記事がある。いざれも伊予河野氏関係の記事である。

河野対馬入道通治。以^ニ南山和尚^降尊氏。本領安堵。通治下^向与州。

十一月六日。河野通直并^(雷國寺)竹林院殿。於^ニ予州^為細川頼之^{生害。}（建武二年）^(天授五年)天授二年^{（天授二年）}の後村上周忌供養の記事について、史籍集覽本は「九年忌」とするが、島原本は「七年忌」とする。^(四)さらに、島原本には、延元元年条に「同（正月）廿七日同廿八日九日合戦、尊氏伯父母^ヲ兵庫助憲房以下、戦力尽、於^ニ中御門京極祇陀林寺地藏堂^{自害}、其子憲藤重行兄弟二人、於^ニ川原討死」という記事があるが、史籍集覽本では、点線部が「其子於^ニ川原討死」とされており、憲藤・重行の名は見えない。

四月十六日伊予河野通直子亀王丸赦免。賜^レ父遺跡。

（天授六年）^(弘和元年)

三月八日。重而伊予国賜^ニ河野亀王丸^{之由。}細川頼之下^{御教書。}

右の記事も、島原本および仮名本には見えない。いざれも『予章記』（群書類從本による）に見える内容であり、同書を参照して増補したものと考えられる。

右に示したものは相違のごく一部であり、この他にも、史籍集覽本には、島原本および仮名本に見えない記事が多く見られるが、以上により、史籍集覽本には記事が増補されていることが認められよう。

これらその他、島原本と史籍集覽本との双方に見える記事についても、互いに異なる内容を記す部分がある。数例を挙げると、延元二年の後村上の元服について、史籍集覽本は「加冠左大臣」とするが、島原本は「加冠親房卿」とし、また、天授二年の後村上周忌供養の記事について、史籍集覽本は「九年忌」とするが、島原本は「七年忌」とする。^(四)さらに、島原本には、延元元年条に「同（正月）廿七日同廿八日九日合戦、尊氏伯父母^ヲ兵庫助憲房以下、戦力尽、於^ニ中御門京極祇陀林寺地藏堂^{自害}、其子憲藤重行兄弟二人、於^ニ川原討死」という記事があるが、史籍集覽本では、点線部が「其子於^ニ川原討死」とされており、憲藤・重行の名は見えない。

方、史籍集覽本は、同年条に「三月十五日。於^ニ信濃國^{上杉}憲藤^為顯家討死。兄弟共於^ニ下野^{一階堂}顯行討死」と記すが、島原本にこの記事はない。

これらの相違についても、仮名本の記載内容は島原本に一致する。史籍集覽本の記事に増補が施されていることは先述の通りであり、これを考え方を合わせると、史籍集覽本の記事には改訂が施されていると考えられる。

以上により、史籍集覽本には増補・改訂が多く施されており、元來の形とはかなり異なる内容になっていることがわかる。一方、島原本は史籍集覽本に比して原初形態に近い本文をもつといえる。

四、真名本と仮名本の先後

本稿冒頭でも触れたとおり、『南方紀伝』は大きく仮名本と真名本に分けられ、安井久善氏は、真名本は仮名本を改訂したものと推測している。安井氏の論は改定史籍集覽本に基づくものだが、(改定)史籍集覽本と島原本とに大きな相違が認められる以上、仮名本と真名本との先後関係についても再考が必要であると考える。

本稿で注目するのは、真名本仮名本のそれぞれと、その典拠と考えられる『京都將軍家譜』との関係である。『京都將軍家譜』は林羅山の撰で、寛永十八(一六四二)年に成立、明暦四(一六五八)年に刊行された。

例えば、島原本『南方紀伝』の南朝文中二年・北朝応安六年条には、次のようにある。

夏、大明使僧来告曰、我王嘗三回聘使輸書於日本持明帝

指後光嚴、然悉阻於閔西親王、而遂不得通、故今使臣後來、

將軍驚怪之、

一方、『京都將軍家譜』は左の通り。⁽²⁾

夏、大明使僧來告曰、我王嘗三回聘使輸書於日本持明帝、（持明帝指後光嚴也）、然悉阻於閔西親王、而遂不得通、故今使臣僧復來上云、將軍驚怪之、
『南方紀伝』と『京都將軍家譜』とは、本文だけではなく、「日本持明帝」に付される注記の位置・内容まで酷似している。これに対し、仮名本は左のようになっている。

大明使僧來り告げて曰く、我王三度聘使をして、書を日本持明帝に奉る。然りといへども、悉く閔西親王に隔てられ、終に通る事を得す。今臣をして再び來らしむ。將軍之を聞きて驚き給ふ。

右のように、仮名本は真名本とほぼ同内容で、真名本を訓読した形になつてゐるが、仮名本には「持明帝」に付される注記がない。『京都將軍家譜』と真名本の本文が酷似することから見ても、真名本の本文は、『京都將軍家譜』を直接参照して成ったものと考えられる。

また、島原本『南方紀伝』の南朝天授元年・北朝永和元年条には、次のようにある。

十一月、大嘗会、自武家被申沙汰(四年以前、後円融即位、公家陵墓故延引、二条関白左大臣良基作記、良基与將軍相睦故相談公家事、)

一方、『京都将軍家譜』の当該箇所は左の通り。

十一月、大嘗会、自レ武家被レ申レ沙汰之、（四年以前、後円融院即位、公家陵廟故延引、二条前関白良基公作レ記云々、良基与レ義満相睦、故相談公家武家之事）、ここでも本文はほとんど同じで、割注の位置・内容も酷似する。一方、仮名本の該当箇所は左のとおりで、真名本は直接『京都将軍家譜』に依っていると見るのが自然だろう。

冬十一月大嘗会、武家「より」之を申沙汰す。四年以前後円融院御即位。公家陵廟、此故に今に延引す。二条関白良基公記を作る。良基と將軍和睦故に、公家の事相談たり。

この他にも、『南方紀伝』真名本には、『京都将軍家譜』の本文をほとんどそのまま利用している部分が多く見られる。真名本の本文が『京都将軍家譜』と酷似する以上、真名本は仮名本に先行すると考るべきではないだろうか。この問題について、以下には、安井氏が仮名本先行の例証とされる部分について検証する。

安井氏の論拠の第一は、真名本と仮名本とで記事の順序が異なることである。氏は、『南方紀伝』末尾の部分を例証として、「仮名本の如く、赤松家再興のことと述べ、それに関連して性存・政則父子のことと言及するのが自然であり、万里集九の頌詩のあとで、再び赤松家のことと言い及ぶのはやや不自然である」と考へられる」とする。

この部分について、真名本と仮名本のそれぞれと、『京都将軍家譜』の本文とを、安井氏の付される見出しどとと照して示したのが、次頁の表である。ただし、この部分については、島原本と史籍集覽本とに相違があることを指摘しなければならない。

まず、本文内容についてみると、島原本では、史籍集覽本の『2』の記事の末尾、「九月一日諸大名神璽入洛賀儀出仕有レ之。同十一月十九日。赤松二郎法師出仕」ではなく、また、この直前に位置する「五歳号ニ松丸」とある部分は、島原本では「五歳号ニ松丸」となっている。仮名本と比較すると、島原本は仮名本の内容に近いことがわかる。

また、島原本では『2』の部分は細字書きになつておらず、この事件全体の補説の形になつていることも重要である。すなわち、島原本も、『2』の補説を除くと、『4』の記事を本文の最末尾に配する形になつてゐるのである。安井氏は真名本の『1』～『4』を全て同列の本文と見、「万里集九の頌詩のあとで、再び赤松家のことと言い及ぶのはやや不自然である」とされるが、この論は島原本には適用できない。

次に、『京都将軍家譜』との関係から検討する。

『南方紀伝』のこの部分が『京都将軍家譜』を下敷きにしていることは、左の本文を対照すれば理解されよう。そして、『京都将軍家譜』も、この部分の最末尾に『2』の記事を配しており、更に、『2』の部分を細字書きで記すのも、島原

	仮名本
『1』赤松家の再興のこと 八月晦日、明徳の例に任せ、紫宸殿に納め奉る。 依レ之將軍赤松一松丸を召出し元服させ、諱の一字 を給はり、赤松次郎政則と号す。〔年五。〕赤松が家 を再び起し、富樺入道安高が跡、加賀半国を給ふ。	真名本（史籍集覽本）
『2』赤松性存とその子政則のこと 政則は満祐が弟義雅が男、性存法師が子なり。性存 法師は、嘉吉の乱の時、年九つなりしを、建仁寺天 隱龍沢和尚、之を憐み、山中に隠し、死を免るゝ事 を得。其後政則を出生して性存卒すとなり。	『1』赤松家の再興のこと 八月晦日被渡紫宸殿。〔明徳例〕於是將 軍召赤松政則。〔五歳賜諱一字〕赦之。 再興赤松家賜加賀半国。〔富樺入道安高 跡〕
『3』石見太郎、山名持豊に暗殺されること 山名持豊、赤松が敵たるにより、石見謀を廻らし、 赤松が家を起す事を憚り、窃に家人を遣して、石見 太郎を闇討にす。	『3』石見太郎、山名持豊に暗殺されること 山名持豊赤松敵也。惡石見所意。憤之。 密遣一家人闇打石見太郎。
『4』万里集九の七言絶句 叢林詩人万里、詩を作り朝に献じ、神璽再び朝廷 御守とならせ給ふ事を賀し奉る。皆入万歳を唱ふ。 忽運子房帷帳籌。官軍奪璽呼千秋。今朝再 入吾王手。風不鳴条四百州。	『4』万里集九の七言絶句 叢林詩人万里。以詩獻朝奉賀云。忽運 子房帷帳籌。官軍奪璽呼千秋。今朝再 入吾王手。風不鳴条四百州。
『2』赤松性存とその子政則のこと 満祐子孫絶。満祐弟義雅子姓存法師。嘉吉 亂僅九歳也。建仁天隱 ²³ 和尚憐之。匿 山中得免死。其後性存生政則。後性存 卒。今年政則。五歳号二郎法師丸。元服 号赤松二郎政則。九月二日諸大名神璽入 洛賀儀出仕有之。同十一月十九日。赤松 二郎法師出仕。	『2』赤松性存とその子政則のこと （満祐弟曰）義雅、々々生性存、々々 嘉吉之乱僅九歳、僧天隱龍澤携之、 匿山中、得免死、其後生政則、而 性存死、今茲政則五歳云々、

本の表記形態に一致するのである。ここから考えて、島原本の本文は、仮名本を改變したのではなく、『京都將軍家譜』をもとに情報を追加したものと見るべきだらう。

このように見ると、島原本の記事の順序が「不自然」であるとは言えず、むしろ、典拠である『京都將軍家譜』の本文形態を色濃く残す島原本は、仮名本に先行するものと考えられるのである。

安井氏の論拠の第二は、仮名本と真名本とで記事の詳細さに相違があることである。氏は、「真名本の記述はきわめて簡素であり、ある所では相当な予備知識なしでは、事の真相を理解しがたい場合もある」とされる。その例証とされるのは左の記事である。安井氏の引用をそのまま示す。

赤松滿祐家人有石見太郎者、仕三条内大臣実量、而屢歎息赤松家絶云、赤松祖円心当代先祖尊氏互起請文之事、竝赤松父有感状事、其外忠功不勝計、三条内府見之憐之云、何以贖嘉吉逆罪否、

一方、仮名本は左の通りである。

赤松滿祐家人石見太郎と云者、三条内大臣実量に宮つかへ朝夕のことくさにも、心さしを尽す故に、内府もあられみを深くし給ふ。これにより石見太郎赤松か家の長く絶なん事を歎き、内府へうれい申やう、其いにしへ尊氏

卿と円心たかひに取かはし給ふ起請文、又は赤松を父のことく思召すとある感状、其外たひ／＼の忠功あけてかそふへからすとの証文共をみせ奉る。内府是をあはれみて、誠に子細有事にこそ、其上久しき家の絶なんもまたしかたき事ながら、嘉吉の逆罪をはいかにしてまぬかれ侍らんやとの給へは
仮名本の点線部は真名本に見えず、仮名本はたしかに「詳細」で、一方、真名本は「簡素」であるといえる。これに対し、『京都將軍家譜』には左のようにある。

赤松家人石見太郎左衛門尉、為浪人、仕三条内大臣実量、而屢歎、赤松家絶、実量憐之曰、何以贖、嘉吉弑逆之罪、

このように、『京都將軍家譜』の本文と真名本のそれとを比べると、ここでも、真名本の本文が『京都將軍家譜』を下敷きにしているのは明らかであり、『京都將軍家譜』は真名本よりも更に「簡素」である。よって、この部分についても、仮名本が「詳細」であるが故に真名本に先行するとは言えず、真名本は仮名本に先行するものと見るべきだらう。

以上のように、『京都將軍家譜』と、真名本・仮名本のそれぞれとの関係をみると、真名本の方が、典拠である『京都將軍家譜』に近い本文を有することがわかる。よって、真名本は仮名本に先行すると考えられる。

おわりに

以上のように、島原本と史籍集覽本とには、注目すべき多くの相違がある。史籍集覽本には増補が施されており、島原本は史籍集覽本に比し原初形態に近い伝本であるといえよう。また、真名本と仮名本との先後関係について、島原本と仮名本とを比較すると、島原本は典拠である『京都將軍家譜』の本文を色濃く残すことから、島原本は仮名本よりも原型に近いと考えられる。

『南方紀伝』真名本と仮名本の成立時期や、『南方紀伝』と類似する内容をもつ『桜雲記』との関係など、更に追究すべき問題が多いが、現在のところ、島原本は、『南方紀伝』のうち、比較的原型に近く、信を置くべき本であると考える。

(1) 安井久善「桜雲記と南方紀伝」(『語文』(日大) 七〇、昭和六年三月)。

(2) 安井久善「南方紀伝」の文学性」(『語文』(日大) 四一、昭和五一年七月)。以下、仮名本と真名本との関係についての安井氏の論は、すべてこれによる。

(3) 『改定史籍集覽』所収本は『史籍集覽』所収本とほぼ同文だが、校訂または誤植によると思われる相違は散見する。

(4) 現在までに管見に触れた『南方紀伝』三十九本のうち、真名本は、島原本のほか、水府明徳会彰考館蔵本(国文学研究資料館蔵)

紙焼写真による)、国立公文書館内閣文庫蔵本(一一〇一八、明治七年写)、東京大学史料編纂所蔵本(一一〇四〇・四一一二三、東京大学史料編纂所ホームページに公開される画像による)の三本。いずれも史籍集覽本と同様の特徴(後述)をもつが、相違する部分もある。また、東大史料編纂所本は一八八七年謄写、原蔵者未詳とされる(同ホームページ)が、本文の内容や書式は彰考館本に酷似する。なお、以下、島原本を除く真名本は史籍集覽本によって代表せしめ、必要に応じ、東大史料編纂所本により校異を付す。

(5) 田口寛「『禪秀記』をめぐる」一つの環境—浅羽成儀と『富麓記』と—」(『古代中世文学論考』一六、新典社、平成一七年一月)。なお、『応永禪秀記』は未見。

(6) 『軍記物語研究叢書第六巻』(クレス出版、平成一七年)所収聖藩文庫本による。

(7) 以下、細字による二行書きの部分(割注・角書等)は「」により示し、必要に応じ、改行箇所を「」により示す。

(8) 卷二の欠脱についての注記(後述)から、『南方紀伝』は元來五冊構成であったことが知られる。

(9) 現存諸本は必ずしも五巻五冊構成ではないが、諸本の内部は概ね決まった位置で区切られており、以下に示す各巻の所収年代が元來の構成とみられる。

(10) 以下、仮名本の引用は日本歴史文庫本により、必要に応じ、宮内庁書陵部蔵本(二五六一九四)により校訂を施す。校訂箇所は「」により示す。なお、史籍集覽本には、この注記にあたるものは、ない。

(11) 引用に際し、適宜読点を施し、合字「コト」「シテ」は開いて

示す。

(12)『閔城書裏書』(『新校群書類從』第十九卷)には左のようにある。

延元三年閏七月廿五日。義良親王并一品入道親房頸信卿以下。
率「東軍」下向勢州。八月十七日解纜。同九月十一日於伊豆
崎遇大風。親王頸信卿船着勢州。一品親房入道船。着常
陸国内海。其後居住常州奥州間。此書送白河結城親
朝。興國四年(康永三年)當也。此書中故入道上野介朝臣。
深存忠貞。結城宗朝人道法名道忠也。

竹園一品親王。宇津峯宮是也。贈正一位ハ頸家也。三位中
將ハ頸信也。行朝ハ伊達宮内少輔也。頸時朝臣ハ。春日ノ中將
也。親房ノ兄弟持房。孫持定ノ息也。後号冷泉中納言。

(13)国文学研究資料館蔵紙焼写真により閲覧。

(14)安井久善「彰考館本『南方紀』をめぐって」(『商学集志』人文
科学編)一九一三、昭和六三年二月)。

(15)この記事に類似した内容を記すのは、『大日本史』である。卷
七十一・長慶天皇紀・文中二年条には左のようにあり、典拠とし
て『花宮三代記』・『古本帝王系図』・『諸門跡譜』を擧げる。

秋八月二日辛未、天皇讓位於皇太弟、遙吉野、(花宮三代
記) 徒御玉川宮、(古本帝王系図) 諸門跡譜 称曰「太上天
皇」(大日本雄弁会本)

なお、長慶天皇が文中二年に譲位したとする説については、八代
国治『長慶天皇御即位の研究』(明治書院、大正九年。昭和二年
刊の改版による)第六章「文中二年御譲位説の誤謬」参照。

(16)後村上天皇の崩御は、正しくは正平二十三年。なお、改定史籍
集覽本は正平二十三年条の末尾に「後龜山院」の名を記すが、本

来は翌年条の冒頭にあったものである。

(17)大日本古文書家わけ『高野山文書之一』「宝簡集」三三「三善
資連備後國太田庄山中郷寄進状」。

(18)久保田収『近世史学史論考』(皇學館大學出版部、昭和四三年)
第三章一三「高野山における歴史研究」。なお、この文書は、水
戸藩による調査の成果を記した『南行雜錄』(国立国会図書館蔵
本による)にも收められている。

(19)『神皇正統記』は「加冠左のオトマナリ」とする(日本古典文
学大系本による)。「加冠親房卿」とする説の典拠、未詳。なお、
以下、島原本『南方紀伝』の引用は、字体を通行の字体に改め、
振仮名・送仮名は略す。

(20)史実は九回忌。『南方紀伝』は後村上天皇の崩御を正平二十四
(一三六九)年とするため、天授(一一三七六)年の忌日は崩後
満七年になる。

(21)『上杉系図大概』は、建武三年(五年)・(暦応元年の誤)三月十
五日に、憲藤・重行兄弟が根津国渡部で討死したとし、また、
『鎌倉大草紙』は、暦応元年三月十五日に憲藤が信濃國で討死し
たとする(『大日本史料』暦応元年三月八日条)。史籍集覽本の記
事はこれらに依ると思われる。一方、島原本と同様の説を記すも
のに、『桜雲記』(古典文庫本による)および『本朝通鑑』(国書
刊行会本による)がある。平田俊春氏は、『桜雲記』の成立は
『南方紀伝』よりも先であり、また、『南方紀伝』には『本朝通
鑑』に依拠する部分があるとされており(『神皇正統記の基礎的
研究』(雄山閣出版、昭和五四年)第五篇第三章「神皇正統記著
作の対象と目的—学説の展開とその批判—」)、安井久善氏もこれ
を肯定される(前注1論文など)。そうであるならば、島原本の

説は、『桜雲記』または『本朝通鑑』によるものと考えられるが、平田氏の論は例証が不十分であり、また、青木晃氏は、『南方紀伝』において補入されていた同書卷二の部分が、『桜雲記』では自然な記事の流れに組みこまれていることから、『桜雲記』は『南方紀伝』の後に成ったものかもしれないとされており（古典遺産の会編『室町軍記総覽』（明治書院、昭和六〇年）「桜雲記」項）、この三書の先後関係・依拠関係については、再検討の余地があると考える。

(22) 『京都將軍家譜』は大阪府立中之島図書館石崎文庫蔵本による。
なお、引用にあたって、振仮名及び送仮名を省略した。

(23) 東大史料編纂所本は「龍」に「奄歟」と傍記する。

〔付記〕 貴重な典籍について、紹介のお許しをいただきました島原市教育委員会をはじめ、閲覧に便宜を賜りました各所蔵機関につく御礼申し上げます。

(せた・みちお 本学大学院博士後期課程)